

2024年度（令和6度）静岡県産品販路拡大支援業務受託会社選定基準

1 選定

- (1) 所長及び審査員は、提出された申込書、審査書、見積書の内容について審査を行う。
 (2) 所長及び審査員は、2に定める評価項目及び評価基準に基づき、審査、採点する。
 (3) (2)の採点結果により、最も高いものを随意契約の相手方となる候補者として選定する。なお、見積額が予算上限を上回っていた場合は失格とする。

2 評価基準

	評価項目	評価基準	配点
1	本県事業への理解	事業の趣旨を理解し、県の希望に沿った活動が期待できるか	5
		静岡県の県産品に対する基礎知識はあるか	5
2	組織体制・実績	事業者の経営状況は安定しており事業の継続が見込めるか	5
		日本の政府や地方自治体・企業等から中国への食品輸出に関わる業務を請け負った実績があるか	5
3	担当者の専門性	中国への食品輸出に係る現況や具体的な手続きを理解しているか	5
		現地バイヤーとのマッチングに必要な具体的な人脈があるか	5
		現地での販促イベント開催に必要な経験やノウハウがあるか	5
4	担当者の対応力	本県の業務に係る時間・労力を確保できるか	5
		本県の事業に主体的に関わり、前向きな提案を期待できるか	5
		県内関係者が気軽に相談できる体制を期待できるか	5

【配点】

評価点	採点基準	
5	特に優れている	委託の趣旨以上の大きな効果が期待できる
4	優れている	委託の趣旨以上の効果が期待できる
3	普通	委託の趣旨に合致している
2	劣る	委託の趣旨を一部満たしていない
1	著しく劣る	委託の趣旨を満たさず、効果が期待できない